

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 7 年 7 月 8 日

収支等命令者

佐賀県立多久高等学校

校 長 大 島 安 博

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 委託業務名 | 電子計算機実習室・商業実践室端末の OS アップグレード作業及びソフトウェア更新業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県立多久高等学校（佐賀県多久市北多久町大字小侍 23） |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 県内企業（県内に本店を有する者。県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が 5 0 %以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が 5 0 人以上の者。もしくは誘致企業。）であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって

- 暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届と関係資料を令和 7 年 7 月 22 日（火）正午までに下記の担当部署に持参又は郵送（22 日（火）正午までに担当部署へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を書面で提出してください。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当部署

郵便番号 846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小侍 23

佐賀県立多久高等学校 事務室

電話 0952-75-3191 FAX 0952-71-9001

E-mail takukoukou@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

(1) 入札関係書類の交付方法及び交付期間

令和 7 年 7 月 8 日（火）から令和 7 年 7 月 24 日（木）までの期間、佐賀県教育委員会ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/>）に掲載します。

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 24 日（木）午前 10 時 00 分

イ 場所 佐賀県多久市北多久町大字小侍 23

佐賀県立多久高等学校 応接室 3

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行います。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

(ア) 入札書の提出期限までに見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

(イ) 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）

第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

- a 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）
- b 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面全額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額
- c 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額
- d 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以降であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）
- e 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
- f 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(ウ) 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

- a 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- b 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

②契約保証金

(ア) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

(イ) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記①の（イ）の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ウ) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

- a 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- b 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書及び委任状

ア 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

- エ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
 - オ 1人で2以上の入札をした者
 - カ 代理人でその資格のない者
 - キ 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者
- (4) 入札の延期
- 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期することがあります。
- (5) 入札の中止
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。
- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
 - イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- (6) 入札の撤回等
- 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 落札者の決定方法
- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者としします。
 - ② 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
 - ③ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない学校職員にくじを引かせるものとします。
 - ④ 1回目の開札の結果、落札候補者がいないときは直ちに再度入札（1回目を含め2回を限度）を行う。
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 問い合わせ先
- 郵便番号 846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小侍 23
- 佐賀県立多久高等学校 事務室
- 電話 0952-75-3191 FAX 0952-71-9001
- E-mail takukoukou@pref.saga.lg.jp
- (10) 質問がある場合は、質問書を記載し、令和7年7月15日（火）正午までに(9)のメールアドレスへ送信してください。回答は同年7月17日（木）正午までに電子メールで行います。
- (11) 代金の支払方法
- 検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払います。